

建築基準法の道路種別 凡例		
42条1項1号		道路法による道路（幅員4m以上） 注）幅員が4m以上の公道であることを、道水路台帳及び現地でご確認ください。 幅員が4m未満の場合、その他疑義がある場合は、まちづくり局建築審査課窓口で、ご相談ください。 道水路台帳は建設線政局道路管理部道水路台帳閲覧窓口でご確認ください。
42条1項2号		都市計画法等による道路（幅員4m以上）
42条1項3号		建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際（昭和25年11月23日）現に存在する道（幅員4m以上）
42条1項4号		道路法等による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの（幅員4m以上）
42条1項5号 位置指定道路		位置指定道路：土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの（幅員4m以上） 注）指定時の道路延長、幅員等の確認は、まちづくり局建築審査課窓口までお越しください。 注）42条1項5号の証明書は、まちづくり局建築審査課窓口で発行しています。（手数料300円） 注）指定時の道路幅員が確保されているか、現地でご確認ください。 注）指定時の道路幅員が現状不足している場合や、その他疑義がある場合は、まちづくり局建築指導課窓口で、ご相談ください。
42条2項		建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際（昭和25年11月23日）現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満、1.8m以上のもの 注）この道路に接する敷地に建築物を建築する場合、原則として42条2項の道路の中心線から2mの後退線を道路の境界線とみなし、門塀等を後退させる必要があります。また、道路後退部分は、道路の一部であり、建築物の敷地に含めることができません。 注）この道路に接する敷地に建築物を建築する場合、「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱」に基づき、道路の中心線、後退方法に関する協議を要します。狭あいの協議には、案内図、配置図、道水路台帳の写し、（私道の場合は、さらに公図の写し）が必要になります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/500/0000008404.html">http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/500/0000008404.html</a> 後退方法につきましては、まちづくり局建築審査課窓口で、ご確認ください。
道路扱い しない		建築基準法の道路として扱っていないもの

## 注意事項

- 1) 建築基準法道路種別インターネット提供サービスは、現在「試行期間」であり、順次、道路種別について精査していきます。
- 2) 図面は参考図としてご利用ください。公に証明する資料としての利用はできません。
- 3) 建築基準法道路種別インターネット提供サービスは、定期的に更新する予定ですが、その際、道路種別が変更される場合がありますので、まちづくり局建築審査課窓口でご確認ください。
- 4) 個々の道路の種別については、これまでの確認申請の資料等により判定していますが、今後詳細な調査等により、種別が変更になる場合があります。
- 5) 道路種別に関するお問合わせ等については、まちづくり局建築審査課窓口まで、お越しください。（なお、間違いのものととなりますので、電話でのお問合わせはご遠慮いただいております。）
- 6) 建築基準法道路種別インターネット提供サービスは、道路の幅員、境界位置、始末端位置等、形状を示すものではありません。
- 7) 白抜きの区間は、建築基準法の道路種別について、未判定区間であり、今後、建築基準法の道路として判定される可能性があります。まちづくり局建築審査課窓口で道路調査をご依頼ください。調査依頼の際は、案内図、位置図、道水路台帳の写し、公図の写し、周辺土地の所有権が判るもの等をご提出ください。

川崎市 まちづくり局指導部建築審査課

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル7F TEL : 044-200-3016